平成２４年（フ）第１号
秋田県大仙市大沢郷宿字粮沢17番地２
債務者　堀江千代美
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第８１４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目５番10号　アムール東和305号
債務者　新井こと　朴　　康司
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長城　紀道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０１１号
札幌市厚別区大谷地東３丁目１番25―38号
債務者　澤口　永行
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸　　巧
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１２号
札幌市厚別区大谷地東３丁目１番25―38号
債務者　澤口　和江
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸　　巧
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３号
鹿児島県姶良市加治木町木田4955番地５
債務者　福元紀美子（旧姓今吉）
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉田　邦彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
札幌市手稲区富丘１条５丁目12番16号　ルミエールM・K―101号
債務者　小本　　豊
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　輝仙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
愛知県田原市石神町応19番地
債務者　伊藤　一美
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３０２号
札幌市白石区栄通１丁目14番31号　ハイツシドC号
債務者　斎藤　雅之
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大町　英祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３６号
札幌市清田区北野７条４丁目９番18―205号
債務者　杉中　美枝
１　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７号
金沢市西泉５丁目33番地
債務者　岩井　信浩
１　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酢谷　昌司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０号
新潟県見附市学校町２丁目14番64号
債務者　片桐　直美
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
新潟県長岡市水道町１丁目９番31号
債務者　長谷川和敏
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
新潟県長岡市宮栄３丁目３番１号
債務者　川崎　幸子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６０３号
愛知県瀬戸市東安戸町18番地　レインボー尾張瀬戸406
債務者　有松　浩一
１　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
愛知県尾張旭市城前町城前4442番地１　サンライズ城前201号
債務者　中村　　薫（旧姓石川・加藤）
１　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
松江市天神町15番地　ウィステリア天神503、前住所松江市東本町１丁目15番地
債務者　佐藤　宏子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
岩手県奥州市水沢区字不断町21番地メゾン・ド・パル小岩202号室
債務者　佐藤　玄徳
１　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部